

時価会計の基礎的研究

宮 城 裕 介
中 野 一 豊

わが国の企業会計制度では、長い間、収益から費用を差し引いた金額を利益として認識する「収益・費用アプローチ」のもと、取得した資産は取得時点の原価をもって貸借対照表に計上する「取得原価主義会計」が採用されてきた。収益・費用アプローチと取得原価主義会計は相互に関連した会計システムであり、「原価－実現主義¹」を基礎に、実際の取引に基づく収益からそれに対応した費用を差し引くことで、その期間に実現した利益を適切に表示してきたのである。わが国をはじめ世界各国の会計実務において長年中心的な役割を果たしてきたのも、未実現の利益を排除し、資金的に裏付けされた利益のみを計上するという確実性の高い会計制度であったからである。しかし、近年の急速なグローバル化の進展や信用経済の発達などで社会・経済環境は大きく変化し、従来の製造業を中心としたプロダクト型経済から金融業を中心とするファイナンス型経済への移行に伴い、企業が直面する金利や株式、為替といった金融商品の価格変動リスクが高まるにつれて、取得原価主義会計の枠内では企業の経済的実態（企業価値）を正しく評価することが困難となってきた。

キーワード：資産・負債アプローチ，包括利益，公正価値

I はじめに

現在の企業会計は、収益・費用アプローチに立脚した既存の会計制度の限界を背景として台頭してきたものである。そこでは、企業財務の透明性向上を図るため、新たに資産評価に時価の概念が導入され、貸借対照表を中心として、時価評価された資産及び負債の差額（純資産の変動分）を利益として認識する「資産・負債アプローチ」が採用されている。この資産・負債アプローチでは、実現した利益と時価評価から生じた未実現の利益を一括して捉えた「包括利益」という利益概念が新たに登場している。

資産・負債アプローチは時価会計と密接に結びつき、企業価値を投資家や株主などに向けて正しく表す基準として、多くの国・地域で採用が進み、わが国においても1990年代後半から2000年代前半にかけて行われた金融制度改革の一環として、2001年3月期決算から時価評価が開始されている。

企業価値の適正な評価に資することが期待されている時価会計は、国際的な会計基準の策定においても中心的な役割を担っている。現在、米国の会計基準設定主体である米国財務基

1 収益は外部の第三者に対して引き渡した価額に基づいて計上されることになる。

準審議会（以下、FASB）や国際会計基準²（以下、IFRS）の設定主体である国際会計基準審議会（以下、IASB）は、時価概念としての「公正価値³」を基準開発の中心に据え、時価評価の適用範囲を金融商品はもとより、事業用資産や無形資産にまで拡大する傾向にある。そして、将来的にはすべての資産・負債を時価で評価する「全面時価評価」を目標に掲げている。FASB－IASBの全面時価評価構想では、時価を求める際に市場価格を超えて、広く経営者による見積りや将来キャッシュ・フローの予測に基づく評価技法なども許容したものである。

わが国は、国際的な会計基準とのコンバージェンス（収斂）から、古くからある会計慣行や会計基準を捨て、わが国の産業構造や企業実態とは必ずしも相容れることのない会計制度への移行に向けて邁進している状況にある。しかし、FASB－IASBを中心とする現在の会計基準づくりが本当に望まれるべき姿なのか否かは、会計基準の中心に位置する資産・負債アプローチ／時価会計の考察を通して提起されなければならない問題である。

本稿では、時価会計の基礎的研究をテーマに、従来からわが国をはじめ世界各国の会計実務において中心的な役割を果たしてきた収益・費用アプローチ／取得原価主義会計と、グローバル化の進展や信用経済の発達などを背景に台頭してきた資産・負債アプローチ／時価会計との比較・検討を通じて、利益観の変遷過程や時価会計が内包する会計上の諸問題を明らかにしていく。

II 利益観の変遷

1. 従来の原価・時価論争

資産の評価をめぐるのは、古くから取得原価主義と時価主義という対立する2つの考え方が繰り返し議論されてきた。この2つの考え方は、ある時期は取得原価主義が、またある時期は時価主義が中心となるなど、その時代の政治や経済など様々な影響を受けながら移り変わってきた歴史がある。

取得原価主義とは、期末における資産の評価を取得に要した原価に基づいて行う考え方を指し、価格の変動は利益計算や資産評価に反映されることはない。一方、時価主義とは、期末における資産の評価を時価に基づいて行う考え方を指し、価格の変動は利益計算や資産評価に反映されることになる。

従来の「原価・時価」をめぐる論争は、主として棚卸資産や有形固定資産のような事業活動に直接充当される実物資産に対する資産評価をめぐる行われてきた。1960～1970年代にかけて英語圏の国を中心に生じたインフレ経済に対応するための「カレント・コスト会計」や「インフレーション会計」にみられるように、企業の実質的な資本維持を目的として、棚卸資産の保有活動から生じる保有利益と事業活動から生じる操業利益を区分表示するための時価評価や、有形固定資産の償却不足を補うための時価評価が論点であった。

2 本稿では、国際会計基準審議会が公表する会計基準を「国際会計基準」の用語で統一している。

3 公正価値とは時価を包摂した概念であり、わが国金融商品会計基準では時価と同義である。

2. 今日の原価・時価論争

一方、今日の原価・時価論争は、「金融商品⁴」に対する資産評価に焦点が置かれている。

かつてのカレント・コスト会計やインフレーション会計に代表される「個別価格変動会計」では、企業の資本維持という観点から論じられていたのに対し、今日の論争は金融商品という特定の資産とその評価が論点となっている。

そうした背景には、企業を取り巻く経営環境の劇的な変化が挙げられる。グローバル化の進展や信用経済の発達などに伴い、経済・金融のボラティリティが進んだ結果、従来とは比較ができない程に企業が直面する金利や株式、為替などの価格変動リスクが高まったことが挙げられる。製造業を中心としたプロダクト型経済では、こうした価格変動リスクが企業に与える影響は軽微なものであった。しかし、今日のファイナンス型経済といわれる金融業のウェイトが増大した経済社会においては、企業が保有する金融商品の割合が高まり、価格変動リスクが企業活動に与える影響は無視できないものとなっている⁵。

また、企業が積極的に海外展開するなかで、単一の金融市場を相手とした資金調達から、世界各国の金融市場を相手に資金調達を行っていく必要性が高まった結果、投資家の範囲が急速に広がったことも背景の一つとして考えられる。伝統的な取得原価主義会計は、主として自社の株主や債権者に対する受託責任⁶を遂行することを目的とし、企業の利害関係者の利益分配をめぐる対立を調整する「利害調整機能」に重きが置かれてきたが、今日の時価会計では、市場におけるボラティリティ⁷を前提とした財務リスク管理の観点から、グローバルな投資者に対して企業の経済的実態を開示していく「情報提供機能」に重きが置かれている。

従来、有価証券やデリバティブ取引などの金融商品は取得原価が適用され、有価証券は簿価にて貸借対照表に、デリバティブ取引については決済されるまでオフバランスとされてきた。しかし、これでは価格の変動リスクを財務諸表に適切に反映させることは不可能であり、取得価額と時価との乖離が広がるにつれ、企業の経済的実態は不透明なものとなっていった。そこで、こうした状況を払拭するべく、新たに時価という考え方が台頭してきたのである。

3. 収益・費用アプローチから資産・負債アプローチへの移行

時代の変遷とともに、会計に求められる機能が「利害調整機能」から「情報提供機能」へと移行していくなかで、会計における利益観も変化してきた⁸。こうした動きは、1970年代半ば頃から顕著となり、FASBやIASBを中心に損益計算書よりも貸借対照表を重視した会計へと展開してきたのである。

4 有価証券やデリバティブ取引から生じる正味の債権債務のような金融資産や金融負債のことを指す。

5 井上良二「時価会計における資本維持論」『会計』2004 Vol. 165 No. 6 2～3頁

6 受託責任とは、財産を受託された者がこれを委託した者に対して財務諸表等の会計数値を用いてその責任を明らかにすることをいう。

7 ボラティリティとは「時価変動率」ともいい、将来の株価の変動に対する不確実性を表すものをいう。

8 桜井久勝「資産負債アプローチによる収益の概念」『企業会計』2012 Vol. 64 No. 7 31～32頁

図表1で示されているように、収益・費用アプローチとは、企業の達成した成果としての収益と、それを達成するために費やされた努力（犠牲）としての費用が、期間的に「対応」させられることにより、その差額としての利益が算定される。このアプローチでの利益とは、一定期間における企業のアウトプット＝売上高とインプット＝売上原価の差額である。これに対し、資産・負債アプローチとは、資本取引を除く資産の増加又は負債の減少を収益とし、資産の減少又は負債の増加を費用とし、その差額である純資産の変動分を利益と定義する。

わが国では、収益・費用アプローチのもとで、実現収益と発生費用との対応を図りながら期間利益の計算を行ってきた。しかし、企業を取り巻く経営環境が変化するなかで、企業の財務内容の透明性向上を図るために時価を取り入れた動きが広がり、新たに資産・負債アプローチのもとで利益計算を行う考え方に移行してきたのである。

【図表1 収益・費用アプローチと資産・負債アプローチの比較】

	収益・費用アプローチ	資産・負債アプローチ
利益	フロー計算による利益測定 (取得原価主義会計とリンク)	ストック計算による利益測定 (時価(公正価値)会計とリンク)
貸借対照表	収益・費用を計算した後に残る 借方項目残高と貸方項目残高の 集計表	純資産の変動額としての利益を 計算する財務表 ⇒ 重視されている
損益計算書	収益と費用の差額としての利益 を計算する財務表 ⇒ 重視されている	純資産の変動額として捉えられ た利益の構成要素を示す財務表

出所：斎藤静樹『会計基準の基礎概念』中央経済社、2002年、151頁を参考に筆者作成

4. 取得原価主義会計の特徴と支持されてきた理由

企業が外部の第三者と取引を行った場合、これをその取引価額に基づいて報告を行う「取引価額主義」という考え方と、収益は外部の第三者に対して引き渡した価額に基づいて計上されるとする「実現主義」がある。

取得原価主義会計における特徴は、こうした「原価－実現主義」に基づく資金的裏付けのある利益を重視している点が挙げられる。

そして、取得原価主義会計が有用な計算システムとして長年各国で採用されてきたのは、主として、(1) 処分可能利益の算定、(2) 客観性・信頼性・検証可能性の確保、(3) 受託責任遂行状況の報告、(4) 経営者や投資家の意思決定に有用なデータを提供、の観点から優れた会計制度であったからである⁹。

(1) 処分可能利益の算定

会社法に基づく分配可能額や法人税法に基づく課税可能所得から構成される処分可能利益

9 広瀬義州『財務会計(第10版)』中央経済社、2011年、130～132頁

を算定するためには、その処分財源として資金的裏付けのある利益が確保されていることが必要となる。そのためには、未だ実現していない利益の計上を排除する「原価－実現主義」の考え方が前提となる。資産評価における取得原価主義と損益計算における実現主義とはまさに表裏一体の関係を成しているといえる。

(2) 客観性・信頼性・検証可能性の確保

企業には、一般の投資家が自己の責任において合理的な意思決定を行うことができるよう、事業内容や財務内容等に関する情報を広く一般に開示させる「ディスクロージャー制度」が求められている。この制度を有効に機能させるためには、開示される情報が信頼できるものでなければならないのは言うまでもない。そして、この開示情報の信頼性を担保する役割を担っているのが、公認会計士や監査法人による財務諸表監査である。

取得原価主義会計では、会計情報が資産の取得時からその後の費消又は売却に至るまでの変動を追跡できるという特徴をもっており、財務諸表監査による実査や立会、確認などの監査手続きによって得られる確証的な監査証拠の入手に対応することができる。このように、会計数値を把握する上で、取得原価主義は客観性・信頼性・検証可能性をもった会計制度であるといえる¹⁰。

(3) 受託責任遂行状況の報告

会計は財産を受託された者が、これを委託した者に対して財務諸表の会計数値を用いてその責任を明らかにする役割をもっている。この説明責任（アカウントビリティ）のことを「受託責任」という。受託責任が財務諸表の承認又は報告によって解除される以上、少なくとも財務諸表の作成の根拠となる会計情報の客観性が検証可能な証拠によって担保されるものでなければならない。

取得原価主義会計では、会計情報の信頼性が財務諸表監査を通して担保されており、受託者である経営者の責任の所在を明らかにすることが可能である。

(4) 経営者や投資家の意思決定に有用なデータを提供

客観性・信頼性・検証可能性に裏付けされた過去の数値は、業績のトレンドを把握するうえで必要不可欠であり、またそうした数値は将来の予測にも役立つことから、経営者や投資家の意思決定に有用なデータを提供することができる¹¹。

5. 取得原価主義会計の課題と再検討に向けた動き

企業会計は、各時代における産業構造や会計政策などの影響を色濃く受けて成り立つものである。現行のわが国財務会計をはじめ世界各国の会計では、取得原価主義会計を基本的な会計システムとして採用してきたわけだが、プロダクト型経済からファイナンス型経済への

10 山田康裕「取得原価主義からみた現行会計」『会計』2009 Vol. 175 No. 5 14頁

11 古賀智敏『価値創造の会計学』税務経理協会、2000年、77～80頁

移行を通して、取得原価主義会計が有する課題が浮き彫りになってきた。

既述の通り、今日のファイナンス型経済では、金融商品の価格変動リスクが企業経営に与える影響は無視できないものとなっている。現行の取得原価主義会計の枠組みでは、こうした価格変動リスクを適切に財務諸表に反映させることは困難であり、その結果、企業財務の不透明性が高まった¹²。

また、「含み益」経営に対する批判がある。簿価よりも時価の方が高い含み資産は、当初計画していた業績に満たないような場合における利益調整手段として利用されてきた。しかし、こうした含み資産に頼る経営は、本業が赤字でも含み資産を自由に売却し表面上は利益を確保できてしまうという緊張感のない経営の温床ともなってきたのである。それはまさに、経営者の利益操作を会計制度上は公に認めてきたものであるといえる¹³。

以上のような取得原価主義会計が抱える課題に対して、FASB－IASBにおいては、いち早く資産・負債アプローチによる時価評価の導入を進めることで、企業の経済的実態の把握と透明性向上を確保しようと指向したのである。

6. 時価会計の特徴と支持される理由

時価会計の特徴について、取得原価主義会計と密接に関連するプロダクト型経済においては、貸借対照表項目が「費用性資産（棚卸資産や固定資産など）」と「貨幣性資産（有価証券や売掛債権など）」に大きく二分されていたのに対し、時価会計と密接に関連するファイナンス型経済では、貸借対照表項目が「金融商品」と「非金融商品」とに二分されている。前者は、収益・費用アプローチに基づき資産の費用化に重点を置いているのに対し、後者は企業の財務活動に重点を置いているのが特徴である。

また、取得原価主義会計が市場価格の変動を財務諸表に反映させないことを原則としているのに対し、時価会計は市場価格の変動を財務諸表に適切に反映させることを原則としており、前者が財務諸表の客観性や信頼性、検証可能性の観点から有用であるのに対し、後者は投資意思決定情報の提供や比較可能性などの観点から有用性があるなど、それぞれ異なった特徴をもつ。

時価会計が支持される理由については、主として、(1) 透明性及び比較可能性の向上、(2) 恣意性の排除、(3) 公平性の向上、の観点¹⁴から優れた会計制度であるといわれているからである。

(1) 透明性及び比較可能性の向上

時価会計は、その取得時期に関係なくある一定の時点での時価を採用することから、取得原価主義会計に対して透明性が高いものであるといえる。また、常に「現在の姿」である時価が基準となることから、統一したモノサシで財務諸表にその結果を反映させることがで

12 広瀬義州「取得原価主義会計の再検討」『企業会計』1995 Vol. 47 No. 1 39頁

13 中島康晴『時価・減損会計の知識』日本経済新聞出版社、2009年、20～23頁

14 吉田康英『金融商品の時価会計論』税務経理協会、1999年、23～24頁

き、他社の財務諸表との比較可能性が向上する。

(2) 恣意性の排除

取得原価主義会計では、貸借対照表計上額は取得時に支出したキャッシュ・フローに基づくため、取得後における価格の変動は資産・負債に反映されない。また、損益計算についても、実現主義に基づき現実に決済されるまでは認識されず、決済時点においてのみ損益に反映されることとなる。従って、保有期間中の価格変動リスクが決済時に一挙に反映されることから、企業財務へ与える影響は過大なものとなる恐れがある。その他にも、経営者の判断で含み益を実現させ利益調整を行うケースや、反対に含み損がある場合はそのまま塩漬けとして財務諸表に反映させないなど、財務諸表に経営者の恣意性が大きく介入する余地がある。

時価会計では、時価評価を通してその評価損益を損益計算書又は貸借対照表に随時反映させることで、期間損益操作に係る経営者の恣意性を排除することができる。

(3) 公平性の向上

時価評価された財務諸表は取得原価主義会計と比較して透明性が高く、比較可能性の向上及び恣意性の排除が図られた会計情報は利害関係者にとって公平性の高いものであるといえる。

7. 時価会計が抱える課題

時価会計は透明性向上や比較可能性の向上などに資することが期待されているものの、内包する課題も多い。

まず挙げられるのは、ボラティリティの増加である。金融産業が成熟した現在、高度で複雑な金融商品が数多く登場し、金融商品の評価が企業の経済的実態を把握する上で重要性を増してきたことは既に述べてきた通りである。金融市場の変化に伴う資産・負債価値の増減を直接に財務諸表に反映させる時価会計は、透明性や比較可能性の向上などに資することが期待されているものの、期間損益や純資産といった主要な財務諸表項目のボラティリティを経営者の想定以上に大きく変動させる要因となる。それは、金融市場が経営者の意思でコントロールできない様々な思惑によって取引されている以上、どのような影響が生じるかは予測不可能であり、そうした不確実性を伴った金融商品の評価が各期の企業業績に反映されるならばかえって企業本来の実力を不透明なものにしてしまう恐れがある。

次に、時価算定の困難さ（曖昧さ）を挙げることができる。一般に、金融市場が存在する金融商品の時価は、取引所価格に基礎を置くことになるが、すべての金融商品が取引所で取引されているわけではない。デリバティブ取引をはじめ多くの金融商品が取引所外にて取引されているのが実状である。これら取引所外で取引されている金融商品の時価算定については、割引現在価値法などの評価技法を用いて算定することが認められているが、そこには経営者による見積りや予測といった主観の介在が避けられない。また、証券会社など売買業務を主力とする一部の企業を除き、時価を算定する専門の部署や人員を十分に確保しているところは少なく、実務的にも時価算定は難しいものがあると言わざるを得ない。その他にも、

時価評価された金融商品の価格が実際の売却時においても保証されているわけではなく、市場規模に対し自らのポジションが多額であればあるほど、前提となる需給関係に大きな変化が生じ、期待通りの価格で処分できない可能性が生じることになる。

未実現の利益と配当可能利益をめぐる問題もある。時価会計では、有価証券の時価評価益など未だ実現していない期待利益が生じることになる。この未実現の利益と配当可能利益をめぐる問題は、現行のわが国商法では債権者保護の観点から評価益を配当可能限度額の算定から控除している。しかし、従来の収益認識基準である「原価－実現主義」から実現概念を拡張する考え方が国際的に主流となっている現状では、資金的な裏付けのない期待利益をも配当可能利益に算入しようとする傾向がみられる。これは、十分な流動性を有した上場有価証券など一定の条件下において、未実現利益を実現可能利益として配当可能利益に算入する考え方である。しかし、こうした評価益が有する不確実性や債権者保護、企業の財務状態の健全性維持の観点から、配当可能利益に算入することには懸念を持たざるを得ない。

最後に、負債の時価評価の問題が挙げられる¹⁵。時価会計では、資産側だけではなく負債側の金融商品にも適用される。負債の金融商品の一例を挙げれば、金融機関からの借入金や自社が発行する社債などがそれに当る。負債の時価評価は、自らの信用度合いに基づき負債の時価を見積るとするならば、財務内容の悪化など自らの信用度が低下することで債権者へ返済しなくてもよい負債が発生するという考え方による。その結果、実際には実現する可能性が乏しい債務の踏み倒し益ともいふべき負債の評価益が計上されることになるのである。また、法的な観点からみると、債務者には倒産等がない限り契約金額（額面）にて返済することが義務付けられている以上、貸借対照表上で負債を時価評価することにどのような意味があるのかという疑問が生じる。有価証券のように、自らの意思で自由に処分できる資産とは異なり、借入金や社債のような負債は債権者側の意向も十分に汲まなければならない。返済（償還）期限前に自らの意思で処分できる可能性は資産側に比べると相対的に低いといえる。

【図表2 取得原価主義会計と時価会計のメリット・デメリット】

	取得原価主義会計	時価会計
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・「原価－実現主義」に基づき、資金的に裏付けのある実現利益のみ計上 ・客観性、信頼性、検証可能性を備えている 	<ul style="list-style-type: none"> ・透明性、比較可能性の向上 ・経営者の恣意性の排除 ・公平性の向上
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・価格変動リスクが財務諸表に適切に反映されない ・経営者の恣意性が介入（利益操作の温床となっている） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ボラティリティの増加 ・時価算定が困難 ・未実現利益と配当可能利益をめぐる問題 ・負債の時価評価問題

15 伊藤邦雄編『時価会計と減損』中央経済社、2004年、143頁

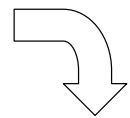
8. わが国の現行財務会計の特徴と時価の算定方法

橋本政権時代の金融制度改革（いわゆる「金融ビッグバン¹⁶」のこと）の一環として、2001年3月期決算より金融商品の時価評価が実施された。しかし、わが国会計制度への時価会計の導入は、あくまで一部の金融商品に対する時価評価であって、会計の根本はあくまで取得原価主義のままである。つまり、わが国財務会計は取得原価主義会計の枠内において、一部の金融商品に対して時価評価が実施されるという原価と時価が混合した会計システムである¹⁷。時価評価の適用対象は、主に貨幣性資産（有価証券や売掛債権など）であり、事業用資産は除かれる。事業用資産である土地や建物、機械設備などの固定資産は、事業計画と実際の稼働状況を比較したうえで、当該資産からもたらされる将来キャッシュ・フローの合計と簿価に乖離があれば評価減を行う「減損会計」が適用されることになる。

わが国の金融商品に係る会計基準では、図表3に示されているように、時価を「公正な評価額をいい、市場において形成されている取引価格、気配又は指標その他の相場に基づく価額¹⁸」と定義している。また、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額を公正な評価額として採用すると規定している。合理的に算定された価額とは、(1) 取引所等から公表されている類似の金融資産の市場価格に、利子率や満期日、信用リスク、その他の変動要因を調整する方法、(2) 対象となる金融資産から発生する将来キャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定する方法、(3) 一般に広く普及している理論値モデル又はプライシング・モデル¹⁹を使用する方法、のいずれかで算定された価額のことをいう。

【図表3 時価の算定方法】

時価＝公正な 評価額	市場価格がある場合	市場の取引価格、気配又は指標その他の相場価格
	市場価格がない場合 ＝合理的に算定された 価額	次のいずれかの方法で算定される (1) 類似金融商品の市場価格に利子率や信用リスク等の調整を加える方法 (2) 割引現在価値法 (3) 一般に広く普及している理論値モデル又はプライシング・モデルを使用する方法



経営者の合理的な見積り・予測が前提となる。

出所：伊藤邦雄 前掲書、2004年、25頁を参考に筆者作成

16 金融ビッグバンは、日本で1996年から2001年にかけて行われた大規模な金融制度改革を指す経済用語である。この制度改革には、経済の成熟化やバブル崩壊によって1990年代に入り空洞化しつつあるとされた日本の金融市場を、ニューヨークやロンドンと並ぶ国際市場として地位を向上させ、日本経済を再生させる狙いがあった。時価会計の他に、減損会計や税効果会計、退職給付会計などが導入された。

17 中島康晴 前掲書、2009年、45頁

18 企業会計審議会「金融商品に関する会計基準」2008年3月、6頁

19 プライシング・モデルは、オプション取引、スワップ取引など、デリバティブ取引のベースとなる価格を算出するための複雑な数式を用いた計算モデルのことをいう。

Ⅲ 当期純利益と包括利益の有用性比較

1. 包括利益の定義

財務報告の目的は、主として企業価値評価の基礎となる情報、すなわち投資家や株主などの利害関係者がその企業の将来キャッシュ・フローを予測するのに役立つ企業成果を開示することにある。

欧米の会計基準では、会計情報における投資意思決定の有用性を重視する観点から、資産・負債アプローチのもと、資産評価に時価を取り込み、財務諸表において従来の利益概念である当期純利益に未実現の利益を加えた「包括利益」の表示を行ってきた。最も早く包括利益を財務諸表に反映させたのは英国であり、包括利益を表示する計算書として1992年に「総認識利得損失計算書」を導入した。その後、米国が1995年に「包括利益計算書」を、IASBにおいても1996年に「非所有者持分変動計算書」が導入されるなど、世界の主要な会計基準に包括利益を採用する動きが急速に広がっていった。

一方、わが国では、従来から収益・費用アプローチのもと、期間利益としての当期純利益を重視する考え方を採用してきたわけであるが、上記のような国際的な会計基準の動向に対応するため、企業会計基準委員会は2010年6月に「企業会計基準第25号 包括利益の表示に関する会計基準」を公表し、2011年3月期決算から連結財務諸表への適用を開始している。

包括利益とは、「ある企業の特定期間の財務諸表において認識された純資産の変動額のうち、当該企業の純資産に対する持分所有者との直接的な取引によらない部分²⁰」をいう。これを算式で示すと次式のようなになる。

- 資産－負債＝純資産
- 期末純資産－期首純資産＝包括利益
- 包括利益＝当期純利益＋その他包括利益

包括利益は、期首と期末の純資産の差額を示すものであり、実現主義に基づく当期純利益と、未実現利益を含む「その他包括利益」の合計によって構成される。

その他包括利益を構成する要素としては、損益計算書を通さずに純資産の部において直接処理される「金融商品の評価差額（その他有価証券評価差額金）」や「為替換算調整勘定」「年金数理上の利得・損失」などがある。

2. 包括利益導入の背景

こうした包括利益が導入される背景には、利益に対する考え方が企業の利益測定から企業価値（株主価値）の評価へと軸足をシフトしていることが挙げられる²¹。包括利益として測

20 企業会計基準委員会『企業会計基準第25号 包括利益の表示に関する会計基準』2010年6月

21 渡邊泉「歴史から見た二つの会計観」『会計』2005 Vol. 168 No. 6 793～802頁

定される利益は、株主や債権者のための分配可能利益としての実現利益だけではなく、投資家のための意思決定に有用な利益であるといえる。

また、利益操作の温床に対する批判も関係しているものと思われる。取得原価主義に基づく利益計算では、含み益のある資産を経営者の判断でいつ売却するかによって利益の計上時期を恣意的に操作することが可能である。これに対し、包括利益は決算時点で保有する資産・負債を時価評価し、その評価損益を損益計算書又は貸借対照表に随時反映させることから利益操作の余地はない。

さらには、「ものづくりの利益」に対する欧米諸国の危機感が挙げられる²²。IASBを主導する欧米諸国では、金融産業の増大とともに製造業を中心とするものづくりの産業が衰退傾向にある。ものづくりの利益測定に適した当期純利益を廃止し、金融商品の時価評価から生じる未実現利益を反映させた包括利益に一本化しようと主張するIASBは、こうしたものづくりではもはや勝負ができなくなった自分達に有利に働くような会計基準を策定することで、今後も国際的に影響力を維持したいとする思惑があるものと推察される。

3. 情報有用性の比較

情報有用性とは、「企業が公表した財務データが当該企業の将来キャッシュ・フロー予測に役立ち、企業価値評価のためのモノサシとして投資家等が必要とする有用な情報を含んでいる」ことを前提とする。実現された期間利益のボトムラインである当期純利益は、企業の真の実力を測定するうえで必要不可欠な利益情報であるが、時価評価により生じた未実現の損益を含む包括利益も投資意思決定情報の提供の観点から重要な利益情報である。このように、両者の利益情報には、それぞれ一定の情報有用性が認められるものと思われるが、本項では、(1) 過去の実績利益に対する信頼性、(2) 将来キャッシュ・フローの予測可能性、の観点からその優劣を判断する²³。そのうえで、(3) どちらの利益情報が企業の業績数値としてより重要性を持つのか、について明らかにしていく²⁴。

(1) 過去の実績利益に対する信頼性

当期純利益については、意図的に市場での取引を実践することで利益操作の余地が多分にあり将来的に廃止すべきだとする意見がある通り、利益操作によってつくられた過去の実績利益は、それを基礎とした将来キャッシュ・フローの予測にとっても悪影響を及ぼす可能性がある。しかし、英国会計基準やIFRSで否定されているリサイクリング²⁵を実施して開示情報の充実を図ることにより、そうした問題点は克服できるものと考えられる。つまり、リサイクリングを通してその結果を開示することで、経営者による意図的な利益操作といえど

22 田中弘・小西範幸・戸田龍介他『新会計基準を学ぶ 4』税務経理協会、2011年、13頁

23 桜井久勝「当期純利益と包括利益の有用性比較」『企業会計』2010 Vol. 62 No. 1 45頁

24 榎正博「当期純利益と包括利益」『企業会計』2010 Vol. 62 No. 1 61～62頁

25 リサイクリングとは、有価証券などの評価益を実際に売却するまではその他包括利益（純資産の部）に計上しておき、実現した際に損益計算書に振り替える処理のことをいう。これにより、損益計算書と貸借対照表の連繋が保たれる。

も、実際に取引され実現した利益であることには変わりなく、投資する側はその情報を利用して、意図的に操作された金額を控除して企業の真の実力を測ることも可能であるし、控除後の利益情報に基づいた実績利益で将来キャッシュ・フローを予測することも可能である。反対に、当期純利益を廃止してリサイクリングも認めないとする英国会計基準審議会やIASBの考え方では、実現・未実現問わず包括的に利益が計上されることから、何が操作され何が操作されていないのかが不明確となり、利益情報としての情報価値を低下させる結果を招くものと考えられる。

(2) 将来キャッシュ・フローの予測可能性

将来キャッシュ・フローの予測を行う場合、過去の実績利益が信頼性の高いものであっても、それに基づいて将来の利益を予測することには困難が伴う。これは、当期純利益・包括利益のいずれにも共通することではあるが、包括利益には、時価評価差額として「その他包括利益」が含まれており、その時々金融情勢や株価動向等によってボラティリティが相対的に大きくなりやすい欠点がある²⁶。従って、将来キャッシュ・フローの予測を立てる場合、より手堅く算定するには客観性・信頼性・検証可能性に優れた当期純利益の方が有用性が高いと思われる。包括利益に基づく予測は、景気が良い時には利益が伸びる半面、景気が悪い場合には利益が減るなど振れ幅が大きく、将来キャッシュ・フローの予測が一層困難となる。

(3) 業績数値としての重要性について

若林・八重倉(2008年)²⁷らをはじめとする実証研究や証券業界へのアンケート調査²⁸によれば、企業経営者や投資家・アナリストなど投資を受ける側・投資を行う側の双方において、包括利益よりも当期純利益をより重要な業績指標として認識している結果となっている。

企業経営者や投資家・アナリストなど企業を見る立場はそれぞれ異なるが、不確実性が高い包括利益よりも、信頼性の高い当期純利益の方が情報価値を有するとみている。つまり、企業経営者や投資家達にとっては、市場の影響を直接受け、また経営者の主観が介在する会計数値よりも、客観的な事実に基づく会計数値の方が企業評価にあたっては手堅く算定できるというものである。こうした見方は、わが国の「討議資料 財務会計の概念フレームワーク(2006年)」において、「包括利益が純利益に代替し得るものとは考えていない。現時点までの実証研究の成果によると、包括利益情報は投資家にとって純利益情報を超えるだけの価値を有しているとはいえないからである。これに対し、純利益の情報は長期にわたって投

26 伊藤邦雄「包括利益開示の意義・影響・課題」『企業会計』2011 Vol. 63 No. 3 23頁

27 若林公美・八重倉孝「企業評価モデルのインプットとしての利益の検討」『会計』2008 Vol. 174 No. 5

桜井久勝「当期純利益と包括利益の有用性比較」『企業会計』2010 Vol. 62 No. 1

金子誠一「純利益と包括利益」『企業会計』2010 Vol. 62 No. 1

伊藤邦雄「包括利益開示の意義・影響・課題」『企業会計』2011 Vol. 63 No. 3

太田康広「その他の包括利益の意義と影響」『企業会計』2011 Vol. 63 No. 3

28 2007年に実施された日本証券アナリスト協会のアンケートでは、8割強の会員が当期純利益と包括利益の両方を開示すべきとし、包括利益のみを表示し当期純利益を廃止すべきとする回答は5%程度に留まった。

資家に広く利用されており、その有用性を支持する経験的な証拠も確認されている（一部抜粋）」と記されていることから窺うことができる。

以上の考察から、当期純利益の方が包括利益よりも情報有用性が高いものと判断される。

IV 公正価値会計

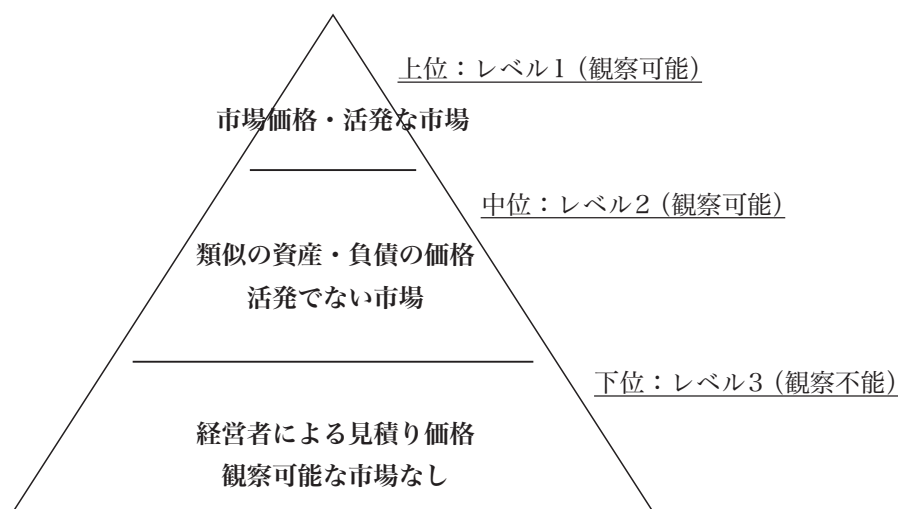
1. 公正価値の概念と測定

近年、会計基準の領域において、FASBやIASBによる公正価値を重視した会計基準の開発等にみられるように、資産・負債に対する公正価値に基づく測定範囲は拡がりつつある。

公正価値は、古くは19世紀末の「公益事業料金設定をめぐる訴訟」において誕生した法律上の概念である。当時の公正価値は、「市場の知識を有した意思ある売り手と買い手との間で強制のない状態で資産を交換するところの価値」と定義され、「市場価格＝公正価値」であった²⁹。これに対し、現在における公正価値は、市場価格に加え、市場価格がない場合でも企業は他の評価技法等を用いて公正価値を測定することが許容されている。

FASB－IASBは、公正価値を測定するためのルールとして、公正価値を3つのレベルに分類する「公正価値ヒエラルキー（図表4を参照）」を定めている。このヒエラルキーでは、活発な市場における同一の資産・負債に関する公表価格を「レベル1」とし、次に直接又は間接的に観察可能で、レベル1以外に含まれる公表価格等を「レベル2」とする。最後に、観察不能な資産・負債に対しては、市場参加者が価格設定する際に用いるであろう仮定に基づく評価技法（経営者による見積りや予測など）を「レベル3」と規定している。

【図表4 公正価値ヒエラルキーのイメージ図】



公正価値ヒエラルキーに基づくこうしたレベル別分類は、公正価値に基づくデータの優劣を開示することで、企業のリスク選好度に応じた金融商品ポートフォリオの構成を明らかにし、市場リスク管理情報と合わせて財務諸表利用者への有用な情報の提供が期待されている。

2. 公正価値のレベル別分類

公正価値の算定にあたっては、状況に応じた十分なデータが入手できる適切な評価技法を併用又は選択して用いなければならない、また、評価技法に用いられる入力数値は観察可能な入力数値を最大限利用し、観察不能な入力数値の利用を最小限にしなければならないとされている³⁰。公正価値のレベル別分類は、このような前提条件を踏まえたうえで、レベル1からレベル3の順番で優先順位を付け、資産・負債の価値の算定を行うものである。

最も高い優先度を与えられたレベル1は、測定日において、企業がアクセス可能な（活発な）市場における同一の資産又は負債に関する無修正の公表価格をいう。

レベル2に該当するものは、資産又は負債について直接的又は間接的に観察可能であり、レベル1に含まれる公表価格以外の入力数値をいう。具体的には、(1) 活発な市場における類似の資産又は負債に関する公表価格、(2) 活発でない市場³¹における同一又は類似の資産又は負債に関する公表価格、(3) 資産又は負債に関する公表価格以外の観察可能な入力数値（例：イールドカーブ、ボラティリティ、信用リスクなど）、(4) 市場の裏付けがある入力数値、である。

最も低い優先度を与えられたレベル3は、観察可能な市場データに基づかない評価技法（図表5を参照）を活用した入力数値である。算定にあたっては、入手できる最良の情報に基づき設定された、市場参加者が価格設定する際に用いるであろう仮定を反映させなければならない。

【図表5 評価技法の種類】

評価技法	概要
マーケット・アプローチ	同一の又は比較可能な類似の資産・負債等を用いる手法 例：取引事例法
コスト・アプローチ	資産のサービス能力を再調達するために現在必要となる金額を反映する手法 例：時価純資産価額法
インカム・アプローチ	将来の金額を割引後の現在価値に変換する手法 例：DCF法、収益還元法

30 丸岡健「公正価値測定及びその開示に関する会計基準案等について」『企業会計』2010 Vol. 62 No. 11 27頁

31 「活発でない市場」とは、価格が現在の情報に基づいていないことや価格が時期又は市場参加者間で著しく異なっていること、情報がほとんど公表されていないこと等が認められる市場をいう。

3. 全面時価評価に向けたFASB－IASBの動向

FASB－IASBによる公正価値を重視した会計基準の策定は、投資意思決定の有用性を利害関係者とりわけ投資家に提供することを目的に、将来的にはすべての資産・負債を公正価値で評価することを目標としている。

こうした動きは、1990年代以降から顕著となっている。IASBは、1991年の公開草案第40号や1994年の公開草案第48号にて部分的、任意選択的な公正価値測定を提案³²している。その後、「G4+1」のディスカッション・ペーパー（1997年）や、ジョイント・ワーキング・グループ³³のドラフト基準（2000年）においても、全面的な公正価値会計の提案を行っている。また、FASBは、2004年6月に公開草案「公正価値測定」を公表し、時価の定義の統一化や評価方法、適用順序の階層化などの指針が示されている。

その後も、FASBとIASBは共同で公正価値会計基準に係る共同プロジェクトを設置するなどして議論を重ね、2008年にはFASB－IASBの覚書に全面的な公正価値会計³⁴を目指すことが盛り込まれた。IASBは、この合意に基づき2008年のDPで、金融商品は原則として公正価値評価に基づき評価を実施し、例外規定を満たすもの³⁵のみ原価ベースで評価するアプローチを提案した。

しかし、全面時価評価に向けたFASB－IASBの動きは、2008年9月に発生した「リーマン・ショック」と呼ばれる世界的金融危機を発端とし、大きな転換点を迎えた。市場参加者がパニックになって保有する金融商品を投げ売りする状況が続出し、世界中の金融市場が大混乱に陥った。このような危機的状況においては、市場価格はもはや企業の実態を正確に反映したもとはいえなくなり、公正価値が依拠する市場価格に公正性や客観性を求めるのは困難である。未曾有の金融危機に直面した各国は、市場価格に代わり企業が独自に算定した理論価格を代替価格として認めたり、時価会計の一時停止³⁶を法的に認めたりするなどの対応に迫られ、公正価値会計の脆弱性が一挙に露呈した。

4. 公正価値会計が抱える課題

公正価値会計が抱える課題について、「公正価値ヒエラルキー」「報告利益のボラティリティの増大」「金融負債の評価」の観点から明らかにしていく。

まず、公正価値ヒエラルキーについて、そのレベル別分類によって概念の精緻化が図られ

32 公開草案第40号・48号とも、長期または満期保有目的の金融資産・金融負債は取得原価で評価し、それ以外の金融資産・金融負債はヘッジ会計の適用対象を除き公正価値測定する方法と、すべての金融資産・金融負債を公正価値測定する方法の選択適用を認めている。

33 アメリカ、イギリス、カナダ、オーストラリア、フランス、ドイツ、ノルウェー、ニュージーランド、日本の会計基準設定主体又は職業会計士団体の代表及びIASBで構成されたグループをいう。

34 吉田康英「全面時価評価の動向および課題」『企業会計』2004 Vol. 56 No. 12及び草野真樹「公正価値測定と業績報告」『企業会計』2004 Vol. 56 No. 12

35 キャッシュ・フローが固定されている金融商品や、あるいはキャッシュ・フローの変動が限定的なものであり、売却ではなく満期までの保有を前提とする債券や貸付金で、信用リスクの低いものなどが念頭に置かれている。

36 2008年10月3日、米国議会は「米国緊急経済安定化法」を成立させ、その第132条において、米国証券取引委員会（SEC）に公正価値会計の停止権限を付与した。しかし、今回の金融危機に対して実際に発動された実績はない。

た結果、市場価格に基礎を置かない時価の領域を拡大してしまった。すなわち、レベル2とレベル3に分類される資産・負債について、レベル2への分類をめぐっては、一応の分類基準が定められてはいるものの、それは抽象的な概念であり、個別具体的な資産や負債は例示されていないのが現状である。また、類似する資産・負債を適用する際には、どの資産や負債を類似のものとするかは経営者の判断に委ねられており、恣意性が介入する余地が大きい。つまり、レベル2への分類において自社に有利となるような価格を設定することは可能であり、同一の資産・負債でも個々の企業によって価格の設定が異なる可能性があるなど、比較可能性の観点からは問題があるといえる。

またレベル3については、観察可能な市場データがないものを、将来についての経営の仮定と予測に基づきマーケット・アプローチ等の評価技法を利用して評価を行うものであり、そこには経営者の見積りや予測が多分に含まれている。仮定や予測に使われるデータがいかに精緻なものであったとしても、その基礎となる前提条件を自由に変化させることで公正価値の数値は大きく異なり、自社に都合の良い結果を導き出すことも可能である。レベル3の測定は、経営者の主観が介入する以上、その経営者に悪意があればその経営者に利益操作のフリーハンドを与えているのと等しいものといえ、数値の客観性や検証可能性に欠けた会計数値である。また、時価を算定する部門や人員が十分に確保できないなど、自社による公正価値の見積りが困難な場合には、ブローカーや情報ベンダーといわれる第三者の外部団体が提供する価格を公正価値として算定することも認められているが、その価格の算定方法や算定根拠を正確に理解することは困難なことが多く、そのような価格情報に公正価値としての妥当性があるのか否か検証が難しい。

報告利益のボラティリティの増大³⁷については、公正価値会計における利益計算は資産・負債アプローチに基づき実現・未実現を問わず利益が計上されるため、その時々の金融情勢や株式市場の動向等により、利益の振れ幅は大きく増大する。一方、取得原価主義会計では、収益・費用アプローチに基づき適正な期間配分を前提とし、実現利益のみを計上することで企業本来の収益力を測定することができる。公正価値会計のもとでは、期間毎に報告利益が大きく変化することが想定されるが、こうした報告利益は、企業本来の収益力に自社の経営判断では対処できない市場の変動を加味して算定するため、企業の継続的な事業活動から生じる利益のトレンドを分かりにくくしてしまうという問題を抱えている。このように、従来の取得原価ベースの会計の場合よりも遥かに大きな弾力性を有しているといえる。

金融負債の公正価値評価は、企業の信用状態の悪化を負債価値の減少とみなし、その減少分を評価益として計上する会計処理である。一方、企業の信用状態が改善した際には負債価値が増加したとみなして評価損を計上する。こうした一連の評価損益の計上は、実際には実現不可能な利益を仮定計算することであり、誰がみても違和感を覚えるところであろう。金融負債の公正価値をめぐり報告企業自身の信用リスクを含めることに対しては、フランスやドイツなどEU各国でも批判の声が聞かれるところである³⁸。

37 浦崎直浩『公正価値会計』森山書店、2003年、354～355頁

38 田中建二『金融商品会計』新世社、2007年、177～178頁

このようにみていくと、公正価値会計は理論的に多くの欠陥を抱えた会計制度であると言わざるを得ない。FASBやIASBが主張するように、公正価値会計は一見すると透明性が高く、投資家の企業価値評価に役立つ情報提供を行うものであるかのようにみえるのだが、内実は利益操作も可能で経営者にとって都合の良いシナリオを反映させることができる可能性を多分に含んでいる。企業財務の透明性向上や経営者による恣意性を排除するために取得原価主義会計から公正価値（時価）会計に移行したにもかかわらず、結局のところ不確実性が高く、また、経営者の恣意性が介入する余地を残した内容となっている。

V おわりに

会計基準の策定をめぐり、今後も収益・費用アプローチ／取得原価主義会計と資産・負債アプローチ／時価会計の対立は続くことであろう。今回、筆者が時価会計をテーマにそれに付随する会計領域を考察してきたわけであるが、一つの結論として、会計には本来客観的で検証可能な会計数値を把握することが求められている以上、会計のあるべき姿として収益・費用アプローチを前提とし、資産・負債は原則として取得原価にて評価することが適当であると考え、そして、時価評価はあくまで取得原価主義会計の枠内において、市場価格に基づいた信頼性の高い時価のみを採用することにより、客観性・信頼性・検証可能性を担保しつつも投資家等に対する一定の時価開示ニーズに対応できるものである。時価評価の適用範囲をすべての資産・負債にまで拡大しようとするFASB－IASBの指向は、時価会計が内包する諸問題を鑑みれば、メリットよりもデメリットの方が本質的に根深い問題として認識されるべきである。

本稿が、わが国のあるべき会計基準の姿について積極的な議論を進めていくための一助となれば幸いである。

【参考文献・引用文献】（法令等は除く）

《和書》

- 石川純治『時価会計の基本問題』中央経済社、2002年
- 伊藤邦雄編『時価会計と減損』中央経済社、2004年
- 浦崎直浩『公正価値会計』森山書店、2003年
- 古賀智敏『価値創造の会計学』税務経理協会、2000年
- 斉藤静樹編著『会計基準の基礎概念』中央経済社、2002年
- 田中建二『金融商品会計』新世社、2007年
- 田中弘・小西範幸・戸田龍介他『新会計基準を学ぶ4』税務経理協会、2011年
- 中島康晴『時価・減損会計の知識』日本経済新聞出版社、2009年
- 広瀬義州『財務会計（第10版）』中央経済社、2011年
- 吉田康英『金融商品の時価会計論』税務経理協会、1999年

《和雑誌》

- 伊藤邦雄「包括利益開示の意義・影響・課題」『企業会計』2011 Vol. 63 No. 3
- 井上良二「時価会計における資本維持論」『会計』2004 Vol. 165 No. 6

- 榎正博 「当期純利益と包括利益」『企業会計』2010 Vol. 62 No. 1
- 太田康広 「その他の包括利益の意義と影響」『企業会計』2011 Vol. 63 No. 3
- 金子誠一 「純利益と包括利益」『企業会計』2010 Vol. 62 No. 1
- 草野真樹 「公正価値測定と業績報告」『企業会計』2004 Vol. 56 No. 12
- 桜井久勝 「資産負債アプローチによる収益の概念」『企業会計』2012 Vol. 64 No. 7
- 桜井久勝 「当期純利益と包括利益の有用性比較」『企業会計』2010 Vol. 62 No. 1
- 広瀬義州 「取得原価主義会計の再検討」『企業会計』1995 Vol. 47 No. 1
- 丸岡健 「公正価値測定及びその開示に関する会計基準案等について」『企業会計』2010 Vol. 62
No. 11
- 村瀬儀祐 「会計概念としての公正価値」『会計』2008 Vol. 174 No. 4
- 山田康裕 「取得原価主義からみた現行会計」『会計』2009 Vol. 175 No. 5
- 吉田康英 「全面時価評価の動向および課題」『企業会計』2004 Vol. 56 No. 12
- 若林公美・八重倉孝 「企業評価モデルのインプットとしての利益の検討」『会計』2008 Vol. 174
No. 5
- 渡邊泉 「歴史から見た二つの会計観」『会計』2005 Vol. 168 No. 6